

＜共同記者会見＞

**新型コロナウイルス感染症
対策本部決定事項について**

令和3年8月26日

緊急事態措置区域への追加に伴う県の要請内容等

対象	地域	現行（まん延防止等重点措置） 【期間】 8月20日から9月12日まで	緊急事態措置区域に追加 【期間】 8月27日から9月12日まで
県民	県内 全域	時短要請した時間以降に飲食店等に入りしめない、 混雑場所への外出半減、感染リスクの高い行動自粛、 日中も含めた不要不急の外出自粛、県外との往来自粛、 時短要請に応じない飲食店等利用の自粛 等	20時以降の不要不急の外出自粛、 混雑場所への外出半減、感染リスクの高い行動自粛、 日中も含めた不要不急の外出自粛、県外との往来自粛、 休業・時短要請に応じない飲食店等利用の自粛 等
飲食店	仙台 市内	全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時 酒類提供：終日停止 カラオケ設備利用自粛（飲食主業のみ） 等	酒類又はカラオケ設備提供飲食店への休業要請 注1：これらの提供を取り止めた場合を除く。 注2：飲食店の営業許可がないカラオケ店を含む 上記以外の全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時
	仙台市 以外	全飲食店の時短要請：午前5時-午後8時 酒類提供：午前11時-午後7時 カラオケ設備利用自粛（飲食主業のみ） 等	
その他の 施設	仙台市	営業時間短縮：午前5時-午後8時（イベント等午後9時） ※1,000㎡超は要請・1,000㎡以下は協力依頼 酒類提供終日停止・カラオケ設備利用自粛の協力依頼	営業時間短縮：午前5時-午後8時（イベント等午後9時） ※1,000㎡超は要請・1,000㎡以下は協力依頼 酒類提供：終日停止・ カラオケ設備利用自粛の協力依頼 （仙台市内は現行の要請を継続）
	仙台市 以外	営業時間短縮：午前5時-午後8時（イベント等午後9時） ※規模に関わらず協力依頼 酒類提供：午前11時-午後7時・ カラオケ設備利用自粛の協力依頼	
イベント	県内 全域	5,000人又は収容率50%（ 大声なし100% ）の小さい方 時短要請：午前5時-午後9時、ガイドライン遵守 等	5,000人又は収容率50%（ 例外なし ）の小さい方 時短要請：午前5時-午後9時、ガイドライン遵守 等

医療崩壊の危機！！

このままの状況が続けば、助かる命も救えなくなるかもしれません

- コロナ病床は既に満床の運用、療養ホテルも待機者が急増
- 重症者急増により、通常診療に影響がでています



➡ 既に救命救急や手術に支障がでています

県民の皆様にお願い

医療従事者の懸命の努力で支えられている医療体制を崩壊させてはなりません

- 県民一人ひとりの意識・行動で感染拡大防止を！
- 重症化予防効果の明らかな、ワクチン接種を早期に！

オールみやぎで
乗り切ろう！

緊急事態宣言

まん延防止等重点措置

